

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課事務(固定資産税・都市計画税(土地・家屋))基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
東京都知事は、地方税の賦課事務(固定資産税・都市計画税(土地・家屋))において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都知事

公表日
令和7年4月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課事務(固定資産税・都市計画税(土地・家屋))
②事務の概要	・地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産(土地・家屋)の所有者(登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者)に対し、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、固定資産税・都市計画税を課している。 ・東京法務局より登記通知を受け取り、登記の異動等についての状況を把握している。 ・固定資産の状況や非課税・減免の要件等について、固定資産(土地・家屋)の所有者(納税義務者)等から申告書等を受け付ける。 ・登記通知や申告書等の内容に基づき、現地調査を行い、現況を把握し、賦課決定を行う。 ・賦課決定を行った後、納税義務者の登記簿等の住所あて、納税通知書等を発付するが、登記簿等の住所と現住所に相違がある場合には、納税通知書等は返戻となる。 ・納税通知書等を確実に送達するにあたり、返戻となった納税通知書等について、納税義務者の現住所等を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求や、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人確認情報を取得する。 ・申告書等の一部及び本人確認情報には、特定個人情報(個人番号)が含まれ、これをシステム登録する場合に、特定個人情報ファイルとして取り扱う。 ・また、納税義務者からの申請・請求があった場合に、各種証明や名寄せの写し等を交付する。 ・地方税法に基づき東京法務局に、協定に基づき協定締結を行った特別区に、それぞれ固定資産情報の提供を行う。 ・国税通則法第74条の12及び税務行政運営上の協力に関する国税庁と(旧)自治庁との了解事項に基づき、固定資産情報の提供を行う。
③システムの名称	税務総合支援システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税(土地・家屋)課税事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	主税局資産税部固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都主税局資産税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階中央 03-5388-3002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階北側 03-5388-3009
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、必要な情報以外を誤って登録することが無いような画面形式の工夫や不正使用ができないようシステム対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
-------------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 1. ②	・本人確認情報には、特定個人情報(個人番号)が含まれ、これをシステム登録する場合には、特定個人情報ファイルとして取り扱う。	・申告書等の一部及び本人確認情報には、特定個人情報(個人番号)が含まれ、これをシステム登録する場合には、特定個人情報ファイルとして取り扱う。	事前	税法改正に伴い申告書等に個人番号を付すこととなり、重大な変更にあたるため
令和1年5月30日	I 5. ②	固定資産税課長 小林好男	固定資産税課長	事後	様式変更による変更
令和1年5月30日	IV	(記載なし)	(全項目について記載)	事後	様式変更による追加
令和2年7月15日	I 7.	東京都主税局資産税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階中央 03-5388-3003	東京都主税局資産税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階中央 03-5388-3002	事後	フロア移転による変更
令和2年7月15日	I 8.	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階中央 03-5388-3008	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階北側 03-5388-3008	事後	フロア移転による変更
令和2年8月18日	I 3.	番号法第9条第1項別表第一第16号	番号法第9条第1項別表第一第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事前	実態に合わせて修正
令和2年8月18日	Ⅱ-1. 「いつ時点の計数か」	平成26年3月8日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	時点更新
令和2年8月18日	Ⅱ-2. 「いつ時点の計数か」	平成26年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月22日	I 1. ②	・地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産(土地・家屋)の所有者(登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者)に対し、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、固定資産税・都市計画税を課している。 ・東京法務局より登記通知を受け取り、登記の異動等についての状況を把握している。 ・固定資産の状況や非課税・減免の要件等について、固定資産(土地・家屋)の所有者(納税義務者)等から申告書等を受け付ける。 ・登記通知や申告書等の内容に基づき、現地調査を行い、現況を把握し、賦課決定を行う。 ・賦課決定を行った後、納税義務者の登記簿等の住所あて、納税通知書等を発付するが、登記簿等の住所と現住所に相違がある場合には、納税通知書等は返戻となる。 ・納税通知書等を確実に送達するにあたり、返戻となった納税通知書等について、納税義務者の現住所等を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求や、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人確認情報を取得する。 ・申告書等の一部及び本人確認情報には、特定個人情報(個人番号)が含まれ、これをシステム登録する場合に、特定個人情報ファイルとして取り扱う。 ・また、納税義務者からの申請・請求があった場合に、各種証明や名寄帳の写し等を交付する。 ・地方税法に基づき、東京法務局に価格通知を送付する等、固定資産情報の提供を行う。	・地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産(土地・家屋)の所有者(登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者)に対し、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、固定資産税・都市計画税を課している。 ・東京法務局より登記通知を受け取り、登記の異動等についての状況を把握している。 ・固定資産の状況や非課税・減免の要件等について、固定資産(土地・家屋)の所有者(納税義務者)等から申告書等を受け付ける。 ・登記通知や申告書等の内容に基づき、現地調査を行い、現況を把握し、賦課決定を行う。 ・賦課決定を行った後、納税義務者の登記簿等の住所あて、納税通知書等を発付するが、登記簿等の住所と現住所に相違がある場合には、納税通知書等は返戻となる。 ・納税通知書等を確実に送達するにあたり、返戻となった納税通知書等について、納税義務者の現住所等を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求や、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人確認情報を取得する。 ・申告書等の一部及び本人確認情報には、特定個人情報(個人番号)が含まれ、これをシステム登録する場合に、特定個人情報ファイルとして取り扱う。 ・また、納税義務者からの申請・請求があった場合に、各種証明や名寄帳の写し等を交付する。 ・地方税法に基づき東京法務局に、協定に基づき協定締結を行った特別区に、それぞれ固定資産情報の提供を行う。 ・国税通則法第74条の12及び税務行政運営上の協力に関する国税庁と(旧)自治庁との了解事項に基づき、固定資産情報の提供を行う。	事前	実態に合わせて修正 死亡者情報への個人番号追加に伴う修正
令和5年3月22日	II-1. 「いつ時点の計数か」	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	時点更新
令和5年3月22日	II-2. 「いつ時点の計数か」	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	時点更新
令和5年3月22日	I 1. ③	税務総合支援システム<固定資産税(土地・家屋)システム>	税務総合支援システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	実態に合わせて修正
令和5年7月7日	II-1. 「いつ時点の計数か」	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	時点更新
令和5年7月7日	II-2. 「いつ時点の計数か」	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第16項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表第24項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令第16条	事前	前回PIA時からの時点更新
令和7年3月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第 一本庁舎23階北側 03-5388-3008	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第 一本庁舎23階北側 03-5388-3009	事後	前回PIA時からの時点更新
令和7年3月7日	IV. 8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年3月7日	IV. 8 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプ ロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミ スが発生するリスクに対して、必要な情報以外 を誤って登録することが無いような画面形式の 工夫や不正使用ができないようシステム対策 を講じている。	事後	様式変更に伴い追記